

今年の意見交換会は、入国管理局の移転先である福岡市中央区舞鶴の福岡法務第一合同庁舎7階会議室で行われました。入管側の出席者は、入国在留審査部門（2人）警備部門、審判部門の各統括と総務課渉外調整官の5名、ネットワーク九州は、福岡弁護士会所属の弁護士さん4名、難民支援協会2名、新聞記者1名を含めて22名でした。

今回の意見交換会のために事前に福岡入管に提出しました質問と要望では、昨年に比べて新たに加えたことは、日本語学校留学生の件と被仮放免者の件です。また内容を変えたのは、技能実習生、DV問題、介護分野の整理等です。

回答の詳細は、pdfファイルの「2017, 3, 719回意見交換会 福岡入国管理局長への質問と回答」をご参照ください。

<http://snwm-netwrokkkyushu.jimdo.com/>（work が取れず wrok になっています。）
以下でいくつかの項目についてコメントします。

A 「質問」とその回答について

I、1、出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数と認定件数

③福岡管内の難民申請件数は2013年 7件→20件→24件→2016年 46件と増加してはいますが、認定は依然0件が続いています。

なお福岡管内の難民認定申請の国別内訳上位5カ国と、福岡空港の入国審査の際に難民申請した件数について、事後に電話で回答がありましたので挙げました。

I、3 人身売買被害者の保護について

②保護された外国人の全国(福岡) 2012年 9名(0)→12名(1)→9名(0)→2015年26名(0)と増加しています。

なお、福岡入管からの回答では「集計中。3月のホームページで公表」とされた2016年全国は、法務省のホームページで21名とされ、労働搾取についても初めて人身売買取引と認定された案件がありました。

なお、男性の人身売買被害者の保護施設については、進展はありません。

I、4 技能実習生制度

⑤保証金の返還の具体的な件数について初めて質問しました。福岡局管内で2件返還した実績があることが判明し、実際に返還した事例があることは大きいです。

⑥失踪者2014年 328名→409名→2016年 222名で、「減った」と判断するには早いでしょう。もう少し様子を見る必要があります。なお契約書は母語により作成と替わりました。2016年8月現在13カ国語。

I、5 日本語学校留学生 *今年初めて立てた項目です。

①、県別の日本語学校留学生の人数、②失踪者、死亡者の人数等を聞きましたが、「集計なし」とのゼロ回答。来年は答えやすく、実際に集計が存在する項目で質問するなどの工夫が必要です。

③悪質な募集については、改善指導と告知削除の手続きがあること。また在籍管理でも指導を行うことを明らかになりました。

I、6 DV被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

①件数は2013年8件(2カ国)→7件(2カ国)→9件(2カ国)→2016年11件(6カ国)と微増ですが、認定件数自体が少ないです。しかも2016年11件のうちDVの認知状況は在留資格審査で3件、相談での認定が8件。在留資格審査時に認定される件数が少ないです。2016年の被害者の国籍は多様です。

③身分系以外の「介護」従事者の在留資格の棲み分けが示されました。技能実習制度に新たに「介護」が加わることによる問題は多いです。

II、4 被仮放免者の居住地自治体への通知 *今年初めて立てた項目です。

①で本人の同意を得て、新たな仮放免、住所の変更、仮放免の失効の時に通知、②で仮放免者の数、③で仮放免の全員について通知がなされていることが判明しました。

この通知を受けた自治体が、ちゃんとファイルを作り、仮放免者を「人」として認識しているか、個別に確認することが必要です。

III、1 在留特別許可の運用

①で許可件数が減り（2012年 116件→91件→59件 →65件→2016年29件）、なお60日以内の許可の推移は（2012年 2件→5件→10件→3件→2016年0件）。許可件数の減少は、厳罰化か、申請件数自体の減少によるものかは不明です。

5 福岡入管管内の退去強制処分について

①資格外活動を理由とする件数ではそう変化はです（2012年 13件→19件→31→26件→2016年 9件）が、不法残留を理由とする件数はまたやや増加しています（2012年 181件→144件→127件→149件→2016年 173件）。

6 福岡入管管内の収容施設

①最長収容日数は（2013年 25日→25日 →76日→2016年 14日）となっています。

③他のセンター等に移送された女性について、人数だけを質問しましたが、移送先まで回答を得ました。出国準備の移送か、送還忌避者の収容施設の変更のための移送かは不明です。

B 「要望」について

従来通り回答はせず、「受取ります」で終わりました。

以上